

垂水区老人クラブ補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、垂水区が、区老人クラブ連合会(以下「区老連」という。)の健全な活動の推進と育成を図り、その事業実施に必要な経費の一部を補助するため、補助金の交付基準及び手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「区老連」とは、垂水区における神戸市老人クラブ補助要綱第2条第2項に規定する連合会をいう。

2 「老人の楽しいつどい」(以下「つどい」という。)とは、区老連が主催する区内老人クラブ会員による芸能発表会をいう。

3 「研修講演大会」(以下「大会」という。)とは、区老連が主催する区内老人クラブ会員を対象とした研修会又は講演会をいう。

(補助金の種類と金額)

第3条 補助金の種類と金額は次のとおりとする。

- (1) 老人の楽しいつどい開催補助金 5万円(上限)
- (2) 研修講演大会開催補助金 3万円(上限)

(補助対象)

第4条 補助金は、つどい及び大会開催に係る講師謝礼、会場費、資料作成費等の経費のうち、区長が適当と認めるものについて、予算の範囲において補助する。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)をつどい及び大会開催までに区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に交付する。

(交付)

第7条 補助金交付決定通知書の交付を受けた申請者は、すみやかに当該補助金にかかる請求書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けたものは、つどい及び大会開催後、すみやかに事業実績報告書(様式第4号)及びその他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び精算等)

第9条 区長は、前項の実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額を上限として、補助金の交付額を確定し、補助金の交付額確定通知書(様式第5号)により区老連へ通知するものとする。

2 区長は、前項により確定した補助金の交付額(以下、「交付確定額」という。)が交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、区老連に対し、すみやかに当該差額を請求するものとする。

4 区老連は、前項の請求があった場合は、定められた期限までに区長の指定した方式により、補助金を返還しなければならない。

(調査又は報告)

第 10 条 区長は、必要があると認めるときは、区老連の事業実施について調査を行うとともに、期日を定めて報告を求め、適切な指導をすることができる。

付則

この要綱は平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。